

職業紹介業務・雇用保険業務【厚生労働省】

ILO条約第9条では「職業安定組織の職員は、(中略)当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない」とされているところ、ILO事務局によれば、民間の一時的な協力員(temporary collaborators)を否定するものでもないと解釈されている。こうした前提の上で、本条約は、例えば、公共職業紹介事業の効率的な運営に資する目的で、職安の公設民営をモデル事業として実施するという政策判断を禁止するものといえるかどうかについての解釈をお示し願いたい。